

長崎県看護学会学術集会演題及び抄録原稿募集要領

1. 学術集会について（平成24年度学術集会）

- 1) メインテーマ 「医療」と「暮らし」をつなぎ、明日を支える看護
—住み慣れた地域でその人らしく生きるために—
- 2) 開催期日 平成24年8月25日（土曜日）
- 3) 開催場所 〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号
ながさき看護センター（Tel.0957-49-8057）

2. 学術集会演題及び抄録発表原稿募集について

1) 発表形式

- (1) 「口演発表」と「示説」発表の2形式とする。
「口演発表」： 発表時間は「8分」とする。
「示説発表」： 掲示ボードは、縦170cm×横85cm以内、発表時間は「8分」とする。

2) 募集演題数

- (1) 「口演発表」： 40演題
- (2) 「示説発表」： 10演題

3. 参加資格および演題応募資格について

- 1) 長崎県看護学会学術集会へは本会会員の他、非会員、学生（看護の免許を未習得の看護学生）も参加できる。
- 2) 演題応募者長崎県看護協会の会員に限る（ただし、看護職以外の共同研究者はこの限りでない）。
- 3) 看護職で発表を希望される場合には所定の入会手続きを行う。

4. 演題申し込みについて

1) 申込書等

- (1) 研究発表申込書（様式1）に記載事項を記入し、学会委員会あて申し込む。
- (2) 抄録応募原稿（以下「抄録原稿」とする。）は、「長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領」及び様式2を参考に、書式、文字数等を厳守の上作成する。
- (3) 倫理上の配慮の中では、対象者へのプライバシー保護と共に、当該施設の倫理審査委員会等の承認を得ている事を明記する。

2) 送付方法について

(1) 郵送の場合

①抄録応募原稿等応募書類を送付するときは、台紙を入れ折らずに送付する。

②提出書類

研究発表申込書・・・・・・・・・・・・・1部

抄録原稿（本原稿1部、選考用2部）・・・・・・3部

抄録原稿提出チェックリスト・・・・・・・・・1部

③封筒の表に、「学術集会抄録応募原稿在中」と朱色で記載する。

④送付先は、〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号

長崎県看護協会 研修センター 学会委員会宛とする。

(2) メールの場合

①メールにて申し込みをする場合には、看護協会ホームページ

(<http://www.nagasaki-nurse.or.jp/narse/training/index04.html>) より

研究発表申込書、抄録原稿提出チェックリストをダウンロードする。

②必要事項を記入後、添付ファイルとして送信する。

③添付書類

- ・研究発表申込書・・・・・・・・・・1部
- ・抄録原稿（本原稿1部、選考用1部）・・・・2部
- ・抄録原稿提出チェックリスト・・・・・・1部

④送信時の件名は「平成24年度長崎県看護学会学術集会申し込み」とする。

⑤メールには、「テーマ、施設名、研究代表者名、電話番号、メールアドレス」を記載する。

⑥メール受信後に受信を確認したことを返信するので、必ずメールアドレスと代表者名を記載する。

⑦送付先メールアドレス：gakkai@nagasaki-nurse.or.jp)

3) 申込期日について

(1) 申込期日は、平成24年3月30日（金）必着とする。

(2) 受付期間内に学会委員会あてに、簡易書留または宅配便・メールで送付する。

※ 必着:必ず受付期間内に届くよう送付方法を選択、確認の上送付する。

5. 抄録原稿の採否の通知及び抄録採用原稿の再提出について

1) 抄録原稿の採否の通知等

(1) 平成24年6月上旬予定とする。

2) 抄録採用原稿（以下「採用原稿」という。）の修正等

(1) 採用原稿のうち、査読所見に基づき指摘箇所の訂正や修正等を求める場合がある。

(2) 採用原稿のうち、発表形式の変更を依頼する場合もある。

6. パワーポイントの申請

1) パワーポイントを使用する場合は、研究発表申込書（様式1）のパワーポイントの使用の欄に必要事項を記載し学会委員会宛に提出する。

2) パワーポイントの作成に当たっては、「長崎県看護学会学術集会パワーポイント使用要領を参照する。

7. 受付できないもの

1) すでに他の学会や他誌へ投稿中のものや発表されたもの（施設内発表は可）。

2) 受付期間を過ぎて届いたもの。

3) 抄録作成様式に添って作成されていないもの。

8. 選考方法

1) 採否の決定は、提出された抄録を学会委員会で選考の上、長崎県看護学会長が決定する。

なお、提出された抄録は採否にかかわらず返却しない。

9. その他

1) 本要領を改訂又は廃止しようとする時は、「長崎県看護協会学会委員会運営要綱」に規定する承認手続きを必要とする。